

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則をここに公布する。

平成24年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、被害生産者に対して損害を補填するための資金（以下「損害補填資金」という。）を貸し付けようとする連合会等に対し、当該損害補填資金の貸付けに必要な資金（以下「原木しいたけ経営緊急支援資金」という。）を貸し付けることにより、被害生産者の経営の早期安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 原木しいたけ 原木栽培（クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。）により生産されたしいたけをいう。
- (2) 被害生産者 県内において原木しいたけを生産する個人又は法人で、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故（以下「原子力発電所事故」という。）により、原木しいたけの販売の不振、県の要請による出荷の自粛等により損害を受けたものをいう。
- (3) 連合会等 岩手県森林組合連合会及び県内に住所を有する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号に掲げる事業を行う農業協同組合をいう。

(貸付け)

第3条 知事は、予算の範囲内で、被害生産者に対して損害補填資金の貸付けの業務を行う連合会等に対し、原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付けを行うものとする。

(貸付限度額、利子、償還の方法及び期限等)

第4条 原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付けの対象となる損害補填資金及び1被害生産者ごとの貸付限度額は、別表のとおりとする。

- 2 原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付金は、無利子とする。
- 3 連合会等は、原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付金を損害補填資金の貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。
- 4 原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付金は、一括償還の方法により、平成25年3月31日までに償還するものとする。
- 5 連合会等が原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付金を原資として被害生産者に貸し付ける損害補填資金の貸付限度額、利率、償還の期限及び方法その他の貸付条件については、当該貸付金の貸付条件とそれぞれ同一条件であることとする。

(貸付けの申請)

第5条 連合会等は、原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる書類を被害生産者の住所地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

- (1) 別に定める様式による原木しいたけ経営緊急支援資金貸付申請書
- (2) その他局長が必要と認める書類

(貸付契約の締結等)

第6条 局長は、原木しいたけ経営緊急支援資金貸付申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは当該申請書を提出した連合会等と原木しいたけ経営緊急支援資金貸付契約を締結するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請書を提出した連合会等に通知するものとする。

- 2 局長は、前項の原木しいたけ経営緊急支援資金貸付契約の締結後、速やかに連合会等に原木しいたけ経営緊急支援資金を交付するものとする。
- 3 連合会等は、原木しいたけ経営緊急支援資金の交付を受けた後、速やかに被害生産者に対し損害補填資金の貸付けを行うもの

とする。

(貸付実績報告)

第7条 原木しいたけ経営緊急支援資金の貸付けを受けた連合会等は、被害生産者に対し損害補填資金の貸付けを行ったときは、別に定める様式による損害補填資金貸付実績報告書を局長に提出するものとする。

(期限前償還)

第8条 局長は、連合会等が次の各号のいずれかに該当する場合には、償還期限にかかわらず、連合会等に対し原木しいたけ経営緊急支援資金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

- (1) 原木しいたけ経営緊急支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 不正の手段により原木しいたけ経営緊急支援資金の交付を受けたとき。
- (3) 被害生産者が次のいずれかに該当することを知って、当該被害生産者に損害補填資金の貸付けを行ったとき。

ア 被害生産者が岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。

イ 被害生産者が岩手県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していること。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第9条 局長は、連合会等が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年10.75パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後							
別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）					別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）							
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者		
			副局長	部長	センターに置く室の長					副局長	部長	センターに置く室の長
[略]					[略]							
6	森林組合法施行細則（昭和53年岩手県規則第74号）	[略]			備考	6	森林組合法施行細則（昭和53年岩手県規則第74号）	[略]			備考	

の施行に関する事務	[略]	6の2 原木し	第5条	申請書の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		いたけ経営緊急支援資金貸付規則（平成24年岩手県規則第40号）の施行に関する事務	第6条第1項	貸付けの承認及び貸付契約の締結又は承認しない旨の通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関する事務	[略]		第7条	報告の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			第8条	期限前償還の請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			第9条	違約金の徴収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[略]	[略]	7 森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関する事務	[略]				
[略]	[略]	[略]	[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表（第4条関係）

貸付の対象となる損害補填資金	1 被害生産者ごとの貸付限度額
被害生産者が県の要請に応じた乾しいたけ（平成23年3月11日以後に生産されたものに限る。以下同じ。）の出荷の自粛、若しくは自主的な回収、又は乾しいたけの取引停止、返品等により損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	当該乾しいたけ1キログラム当たり3,100円
被害生産者が乾しいたけの市場価格が平成20年4月から平成23年3月までの平均市場価格と比較して減少したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	当該乾しいたけ1キログラム当たりの市場価格の減少額が、1,000円未満の場合にあつては1キログラム当たり500円、1,000円以上2,000円未満の場合にあつては1キログラム当たり1,000円、2,000円以上の場合にあつては1キログラム当たり2,000円

<p>被害生産者が県の要請に応じた生しいたけ（平成23年3月11日以後に生産されたものに限る。以下同じ。）の出荷の自粛、若しくは自主的な回収、又は生しいたけの取引停止、返品等により損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金</p>	<p>当該生しいたけ1キログラム当たり600円</p>
<p>被害生産者が生しいたけの市場価格が平成20年4月から平成23年3月までの平均市場価格と比較して減少したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金</p>	<p>当該生しいたけ1キログラム当たりの市場価格の減少額が、100円未満の場合にあつては1キログラム当たり50円、100円以上200円未満の場合にあつては1キログラム当たり100円、200円以上300円未満の場合にあつては1キログラム当たり200円、300円以上400円未満の場合にあつては1キログラム当たり300円、400円以上の場合にあつては1キログラム当たり400円</p>
<p>被害生産者が県の要請に応じたしいたけほだ木の使用の自粛により、新たにしいたけほだ木を購入する必要性が生じた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金</p>	<p>新たに購入するしいたけほだ木1本につき360円</p>
<p>被害生産者が県の要請に応じたしいたけ栽培のための原木の使用の自粛により、新たにしいたけ栽培のための原木を購入する必要性が生じた場合に、当該被害者に対して貸し付ける資金</p>	<p>新たに購入する原木1本につき200円</p>